

平成21年度第4回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成22年3月30日(火)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成22年3月30日(火) 14:00~16:40
2. 場 所 農業共済会館(神戸市中央区)
3. 議事要旨

第1号議案：阪神間都市計画区域区分の変更

第2号議案：阪神間都市計画用途地域の変更

【議案の説明】

阪神間都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を昭和45年に定めた後、概ね5年に一度の一斉見直しを行った。また、その間、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった場合には、随時、区域区分の見直しを行ってきた。

尼崎市東海岸町地先のフェニックス公有水面埋立事業区域は、竣功区域ごとに市街地整備を進めていくため、計画的な市街地整備が確実に認められる時点で、随時、市街化区域へ編入することとし、平成15年度の一斉見直しで特定保留区域に位置付けていたところである。

今回、部分竣功が確実に見込まれることとなった区域について、市街地整備の実施の見通しが確実にとなったため、この区域を市街化調整区域から市街化区域に変更する。

それに伴い、良好な市街地形成と都市の健全かつ合理的な土地利用の実現を図るため、用途地域の変更を行う。

[概 要]

場 所	尼崎市東海岸町地先(約16.1ha)
変更内容	区域区分：市街化調整区域 市街化区域 用途地域：指定なし 工業専用地域(容積率200%、建ぺい率60%)

【主な意見等】

委員から、今回変更する区域について、交通対策が課題となっているので、渋滞が発生しないように対策を行うこととの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第3-1号議案：東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第3-2号議案：中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第3-3号議案：吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第3-4号議案：東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

【議案の説明】

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものであり、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

今回の見直しは、人口減少・少子高齢社会の到来を迎えるなど大きな社会経済情勢の変化等へ対応するため、集約型都市構造への転換が求められていることを踏まえ、生活の質の向上、にぎわいと活力の創出、安心・安全の確保、交流と連携の推進を目標とし、地域特性を生かした都市づくりを図るため、東播磨地域、西播磨地域、但馬地域及び淡路地域に属する各都市計画区域の都市計画区域マスタープランを変更するものである。

なお、広域の見地から、空間的、構造的及び機能的に密接な関係にある圏域毎に束ねて策定している。

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容等

都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョン及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

平成17年を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとし、「都市計画の目標」、「区域区分の有無及び方針」、「都市計画に関するする方針」、「主要な都市施設等の整備目標」を示す。

【主な意見等】

委員から、3-1号議案に対して、主要な都市施設の整備目標について、計画、事業費用等について疑問があり、不要不急と考えられる事業が記載されていることから、反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第4号議案：東播都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

本都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を昭和46年に定めた後、概ね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回第6回の一斉見直しを行うものである。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、区域区分の変更を行う。

[概 要]

面	積	東播都市計画区域	約 67,609 ha
		現行市街化区域	約 14,640 ha
		今回追加面積	約 43 ha
		今回除外面積	約 0.3ha
		変更後市街化区域	約 14,683 ha

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第5号議案：東播都市計画都市再開発の方針の変更

【議案の説明】

(1) 都市再開発の方針について

市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、人口集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域やそれ以外の都市計画区域において定める方針であり、概ね5年毎に見直しを行っている。

人口減少・少子高齢化の進展や景観や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、人口や産業の規模に応じた適度な中心市街地の活性化や交流機能の充実、既成市街地の再生、大規模遊休地の土地利用の適正化などが必要であることから、これらの観点から地区等を選定し、将来にわたり持続可能な魅力ある都市をつくることを基本に地域の課題に応じた市街地の再生・整備を図る内容としている。

(2) 都市再開発の方針の内容等

計画的な再開発が必要な市街地、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に整備課題の集中が見られる地域（課題地域）、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（2項地区）を定める。

第6号議案：東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定

【議案の説明】

(1) 住宅市街地の開発整備の方針について

大都市地域において住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備に関する方針で、長期的かつ総合的マスタープランとして住宅市街地の開発整備の目標及び方針に従って、住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置付けを行うものである。

人口減少・少子高齢化の進展や景観や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、人口や産業の規模に応じた適度な既成市街地における良好な居住環境の再生と改善や新市街地における中・低密度な良好な住宅市街地の形成などが必要であることから、これらの観点から地区等を選定し、将来にわたり持続可能な魅力ある都市をつくることを基本に地域の課題に応じた住宅市街地の整備を図る内容としている。

（参考）策定にあたっての経緯等

- ・都市計画法の改正（H12）により、住宅市街地の開発整備の方針が、新たに都市計画として定められることとなった。
- ・これまでは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に必要事項を記載していたが、住生活基本法が施行され、平成18年度に兵庫県住生活基本計画が策定されたため、これと整合を図る方針として今回新規に策定する。

(2) 住宅市街地の開発整備の方針の内容等

重点地区（一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域におけ

る相当規模の地区や、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる市街化調整区域における相当規模の地区)を定める。

第7号議案：東播都市計画防災街区整備方針の変更

【議案の説明】

(1) 防災街区整備方針について

老朽木造建築物が密集している地域や道路・公園などの基盤施設が未整備である地域において、防災機能や安全性を確保する上で特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進する必要がある地区(防災再開発促進地区)を定めるなど、防災街区の整備の促進を図る上での総合的な方針であり、概ね5年毎に見直しを行っている。

人口減少・少子高齢化の進展や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、災害危険度が高く、地域住民のまちづくり意識が高い地区を市町における優先度等を勘案して選定し、将来にわたり持続可能な災害に強い都市をつくることを基本に地域の課題に応じた防災街区の整備を図る内容としている。

(2) 防災街区整備方針の内容等

防災再開発促進地区(防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区)、課題地域(防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域)を定める。

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第8-1号議案：中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第8-2号議案：西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第8-3号議案：山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第8-4号議案：西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

【議案の説明】

第3号議案と同じ

【主な意見等】

委員から、8-1号議案に対して3-1号議案と同様の理由で、また、8-4号議案に対しては、人口増の計画に問題があるの事及び主要な都市施設の整備目標については、十分な調査・検討がなされていない事業があり、不要な施設が記載されていることから、反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第9号議案：中播都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

本都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を昭和46年に定めた後、概ね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回第6回の一斉見直しを行うものである。

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、区域区分の変更を行う。

【概要】

面積	中播都市計画区域	約 51,253 ha
	現行市街化区域	約 13,054 ha
	今回追加面積	約 21 ha
	今回除外面積	約 0.2ha
	変更後市街化区域	約 13,074 ha

小数点以下を端数処理しているため、差し引きは合致しない

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第10号議案：中播都市計画都市再開発の方針の変更

【議案の説明】

第5号議案と同じ

第11号議案：中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定

【議案の説明】

第6号議案と同じ

第12号議案：中播都市計画防災街区整備方針の変更

第13号議案：西播都市計画防災街区整備方針の変更

【議案の説明】

第7号議案と同じ

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第14-1号議案：「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「城崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「出石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「日高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

第14-2号議案：浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第14-3号議案：香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第14-4号議案：八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第14-5号議案：和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

【議案の説明】

第3号議案と同じ

【主な意見等】

- ・ 委員から、主要な都市施設の整備目標について、住民合意がなされていない事業や、費用対効果が不明な事業が記載されていることから、反対するとの意見表明があった。
- ・ 委員から、都市計画区域マスタープランと具体の施設整備は別の話であり、具体の施設整備については、その地域で議論し決めるべきであるとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第15号議案：津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域の変更

【議案の説明】

平成17年4月1日に兵庫県津名町、淡路町、東浦町、北淡町及び一宮町が合併して淡路市となったが、都市計画区域については、津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域が並存している状況にある。

しかし、今後は淡路市を一体の都市として整備、開発及び保全する必要があるため、現行の都市計画区域を統合し、淡路都市計画区域として再編するものである。

[概 要]

淡路都市計画区域の指定

淡路市域面積	約18,423ha
淡路都市計画区域面積	約10,475ha

第16号議案：津名都市計画道路の変更

第17号議案：津名都市計画公園の変更

第18号議案：淡路・東浦都市計画道路の変更

第19号議案：淡路・東浦都市計画公園の変更

第20号議案：淡路・東浦都市計画緑地の変更

第21号議案：北淡都市計画道路の変更

【議案の説明】

津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域を一の都市計画区域に変更

し、淡路都市計画区域に名称を変更することに伴い、都市計画に冠する名称を淡路に改め、淡路都市計画に変更する。

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

第15号議案：適当と認める

第16～21号議案：原案どおり可決

第22-1号議案：洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

第22-2号議案：「津名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「淡路・東浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「北淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

第22-3号議案：「南淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「緑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

【議案の説明】

第3号議案と同じ

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

第35号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（加東市）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県知事が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、資源のさらなる有効利用を図るために、食品工場等から発生する汚泥の脱水施設を設置するものである。

[概 要]

名 称	ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）
位 置	加東市吉馬
面 積	約5,300㎡
処 理 施 設	汚泥の脱水施設
処 理 能 力	40.00 ㎥ / 日

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

4．お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政係
078 362 3578

この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、6月中旬には同センターにおいて閲覧する予定です。